

第15回 和歌山県河川整備計画に係る委員会 議事概要

～切目川ダム検証に係る学識経験者からの意見聴取（第2回）～

【開催日時】平成22年11月30日（火）13:30～15:30

【開催場所】アバローム紀の国 4F 羽衣の間

【出席委員】井上和也委員（会長）、高須英樹委員、井伊博行委員、
久次米英昭委員、堀木信男委員（5名）

【議事概要】（○：委員意見等、→：事務局説明等、（ ）内頁数：各資料の該当箇所）

（資料2）

1. 前回委員会及びそれ以降提出された委員からの意見質問について（事務局より説明）

- ハマボウ（p.3）は、砂丘植物ではなく塩湿地性の植物である。
→ 「塩湿地植物であるハマボウ」と修正する。

（資料1）

2. 検討経緯

- 「概略評価による利水対策案の抽出に関する利水参画者等からの意見聴取」における印南町からの回答は、どのような内容であったのか。
→ 特に意見ないが、平成26年度供用に向けて整備を進めていること、地域事情等を勘案して、慎重に検討して頂きたいことが主旨であった。

3. 利水の総合評価

- 河道外貯留と地下水取水におけるコスト（p.18）のうち、中止費用とされている調査・設計費の一部の額が代替案で異なっているがどのような費用か。
→ これまでに要した費用の代替として新たに負担しなければならない費用を計上しており、施設により異なっている。
- 目的別の総合評価（p.20）において、地下水開発は地域間の利害の衡平性が重要と思われる。切目川流域の地下水を水道の受益地である印南川流域への導水することに関して、概略評価（p.10）において印南川流域での取水実績がない点が大きな理由と思われるが、印南川流域での地下水開発が期待できない根拠を裏付けるものが他にないか。
→ 地下水取水については、利害の衡平性の観点もあるが、取水可能かというリスクを目的別の総合評価を行ううえで大きな要因と考えている。現時点で得られている情報により、印南川流域での取水は期待できないと考えているが、更に検討する。
- 一般的にダム下流の河床が低下するといわれており、下流部のアユの産卵場になる場所の小さな砂利分が流されて影響があるのではと考えているが、切目川流域においてはいかがか。
→ これまでの評価結果（p.19）では、ダム直下流では粗粒化が進む可能性があるが、将来的には大きな変化はないと予測している。下流に行くほど影響が緩和されると思っているが、継続的なモニタリングが必要と考えており、影響がでることになれば対策を検討していく。

- 切目川ダムでは濁水の長期化の軽減が可能 (p. 19) とあるが、濁水は河川の生物資源に影響があると思われるため、魚類等の生物資源に考慮した放水計画は出来ないだろうか。
 - 選択取水設備で、濁度と水温が最適な層から取水・放流することとしている。
- 切目川ダム環境委員会において濁水等の問題について検討された結果が、本資料 (p. 19) に記載されているのか。
 - 表現は異なるかも知れないが検討された結果を記載している。
- 日高川からの導水 (p. 8) について、概略評価に既得水利の合理化・再編が事業化されているとあるが、これを進めても新たな水源は生じないということか。
 - 夏場に椿山ダムからの不特定補給があるので余剰水はない状態である。
- 評価結果 (p. 20) において、ダムについて環境影響の予測、評価を実施しているとあるが、その要約も記載していないのは理由があるのか。
 - 各評価軸による評価手法と評価結果の表 (p. 18~19) においても、既に環境影響について検討しているダムと他の案との情報量が差が大きく、更にダムの情報量が多くなるということで記述量を抑えている。
なお環境委員会の報告書では、一括して切目川ダムの影響が有るとか無いとかの評価ではなく、個別の評価と委員会からの提言として、継続的な調査や必要な対策をすべきであるとの意見を頂いており、取り組んでいくこととしている。
- 濁水、生物や下流の粒度について、計算 (シミュレーション) を行っているが実際は難しい問題であるので、環境委員会ではダムの建設の前後のモニタリングを行い、科学的に判断し影響があれば対策を講じるとしており、記載しておくべきでは。
 - モニタリングについては、(4) 持続性 (p. 18) に記載している。
- 生物についても記載すべきでは。
- 魚類についてはサンプリングが困難で放流の影響もあることから、基礎となる水質と直接影響のあるプランクトンのデータを採取しておけば、捕食者である魚類のベースとなる。
 - 切目川ダム環境委員会での提言を踏まえた取り組みについて、(6) 環境への影響 (p. 19) に⑦という項目として記述する。
- 河道外貯留 (p. 23, 24) で確保する 985,000m³ の根拠は。
 - ダムで確保する量と同じで、約 30 年間の利水計算をして、3 番目に大きな容量が必要となる昭和 42 年の渇水時に対してダムから補給して正常流量を確保することとして計算している。
- 補給期間はどのくらいか。また、補給量は日量どれだけか。
 - 年によって異なるが、昭和 42 年であれば 1 ヶ月弱補給する計算となっており、1 ヶ月の補給とすれば日量約 4 万 m³ となる。
- 古井地点流量 (p. 22) について、補給する必要があるということはこれを下回っているということであるが、昭和 42 年の流量はどれくらいであったのか。
 - 前回の資料の正常流量の点検 (p. 61) において、昭和 41 年から平成 10 年までの 33 年間の第 3 位が昭和 42 年で、この年の最小が 0.18 m³/s、渇水流量が 0.24 m³/s で、この流量が補給が必要な時期にくると、この差を補給する必要がある。

- 新規利水と正常流量の観点からすれば、結論は次回となるが今日の段階ではダム案が有利であるという県側の検討結果について、ほぼ妥当であると考えられる。
- 今日の資料について、後日、気づかれた点があれば直接事務局に提出願いたい

4. 今後の進め方

- 12月6日に治水についてご審議頂きたい。